

介護保険制度と障害者施策に係る主な障害者団体の意見

1. 社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会……………P 1

- 「障害者施策と介護保険制度の関係について一日身連の見解一」  
（平成16年11月24日）

2. 社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会……………P 5

- 緊急アピール  
「知的障害のある私たちを、私たちの子どもを、介護保険制度で支えてください。」（平成16年11月15日）

# 障害者施策と介護保険制度の関係について

## — 日身連の見解 —

平成16年11月24日

### 1. はじめに

- (1) 日身連では、6月18日、「支援費制度の介護保険制度への統合問題について—日身連の現時点での見解—」を社会保障審議会障害者部会（京極高宣会長）に提出し、その後も引き続き、同部会や介護保険部会での審議状況に関心を払うとともに、厚生労働省との意見交換会も開催してきた。
- (2) また、この間、今後の障害者保健福祉施策の在り方に関する試案である「改革のグランドデザイン案」（10月12日）や、介護保険制度の対象年齢を引き下げた場合の保険料の見通しの資料（10月29日）が提示された。
- (3) こうした新しい資料や意見交換の場での議論等を踏まえて、日身連としてとりまとめた見解は、以下のとおりである。

### 2. 「改革のグランドデザイン案」について

- (1) 10月12日に厚生労働省より示された「改革のグランドデザイン案」は、次の諸点で評価できる。
  - ① 「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」や「障害のある人のニーズや適性に応じた自立支援」など、障害者の地域生活の保障に主眼が置かれていること。
  - ② 居宅サービスを含めた支援費予算を「義務的経費」化し、安定的な財政制度を目指す方向が示されていること。
  - ③ 施設単位の報酬の支払方式となっている施設についても、個人単位の支払方式に改めるとしていること。
  - ④ 機能面に着目した施設体系の再編・見直しを行うとしていること。
  - ⑤ 自治体間の格差縮小等のための調整金を導入するとしていること。
  - ⑥ 障害種別ごとの縦割り制度から転換し、障害者共通の枠組みとして、「障害福祉サービス法（仮称）」の創設を検討するとしていること。
- (2) こうした点は、これまで日身連として訴えてきた障害者施策の目指すべき将来方向の内容と大筋において一致するものであり、「改革のグランドデザイン案」について、基本的には賛成する。

(3) ただし、次の事項に関しては、これまでの施策の流れの中で障害当事者に不安を与えてきたことにより当事者は敏感になっていることから、障害者の地域生活を推進する上での妨げにならないかどうか懸念もあるところであり、日身連としてはより良い制度となるよう、積極的に議論に参加していきたい。

- ① 応益負担の導入と表裏の関係にある課題として、障害者の所得保障の充実を図ること。
- ② 利用者負担に際して扶養義務者の負担を撤廃すること。
- ③ 利用決定に関する審査会の具体的な在り方を適切なものとする。また、苦情処理機関の創設を検討すること。
- ④ ニーズに対応できるよう社会資源の整備を進めること。
- ⑤ ガイドヘルパーを利用者の立場に立った使いやすい仕組みにすること。
- ⑥ 介護保険制度では「制度の谷間」にある人にも対応する方向が示されているが、介護以外の障害福祉サービスにおいても「谷間問題」に対応すること。

など

### 3. 介護保険制度の対象年齢の引き下げについて

(1) 介護保険制度の対象年齢が引き下げられれば、年齢や障害の原因を問わず、介護を必要とする人には、すべて同一制度から介護サービスが提供されるようになる。

現在65歳以上の障害者は、介護保険制度の適用を受けている。それに対し、65歳未満の障害者は、支援費制度の適用を受けており、同一の体系となっていない。特に、40歳から64歳までの障害者は、介護保険の保険料を支払いながら、例外的な場合を除き、介護保険制度を利用できないという仕組みになっている。また、福祉各法で「障害者」として認められなければ必要な介護サービスを受けられないという「制度の谷間」の問題も生じている。

こうした現状を踏まえ、我が国の介護の制度について、年齢や障害の原因、手帳の有無等を問わない普遍的な制度にすることは、望ましい方向であると言える。

(2) 介護保険制度を実施するに当たって、64歳以下については、5年後の見直しの時に介護保険の中にどのような形で活用するかを検討することになっていた（宿題となっていた）。

その後、その途上で支援費制度が施行され、そのこと自体は、障害当事者にとって利用度が高まり一定の評価をすることが出来るものの、予算的には1年足らずで不足を来し、大きな混乱を引き起こすことになった。

こうした背景や経過を十分踏まえて、検討を行う必要がある。

(3) また、新聞等では、介護保険制度と障害者施策の「統合」問題という表現で報道されることもあるが、事実上「統合」ではない。障害者施策のうち、あくまでも「介護」に該当する部分だけが介護保険制度に移行し、「介護」に該当しない部分（ガイドヘルパーや就労訓練など）は引き続き支援費や社会参加促進事業に残り、支援費等は存続するからである。

すなわち、障害者施策が介護保険制度に吸収されるのではなく、障害者施策の中で介護保険制度を活用しようということである。

(4) したがって、支援費の存続を前提とした上で、介護保険制度を活用することになるため、障害者介護サービスの水準が低下するのではなく、一般的には、向上することになると考えられる。

10月29日に厚生労働省より示された試算では、あくまでも仮定の話という断りはあるが、現行の障害保健福祉予算7500億円のうち6割の4500億円が介護保険制度に移行し、残りの3000億円は支援費等障害施策として存続する。このうち、介護に当たる4500億円部分の将来費用見通しが出されており、平成26年には1兆円になるという計算である。単なる試算の一つであるが、介護保険制度を活用すれば、こうした規模の費用の議論が現実的に可能となるということである。

(5) このほか、介護保険制度を活用する意義や効果として、次のような点があげられる。

- ① 国民の相互の保険料負担という社会連帯の仕組みによって障害者の介護ニーズも支えられることになり、共生社会の理念に合う。
- ② サービス利用の「権利」的色彩が強まる。また、個人単位の制度となる。
- ③ 市町村間の障害者介護サービス水準の格差の是正につながる。その結果、障害者の地域生活の保障につながる。
- ④ 難病やがん患者等の「制度の谷間」の問題が解消する。
- ⑤ 介護保険制度の活用により存続する支援費や社会参加サービスの充実も期待できる。
- ⑥ 個別ケアの理念に基づく介護が、高齢者介護においても一層広がることが期待できる。

#### 4. 介護保険制度との関連における主な課題

(1) しかし、一方で、介護保険制度を活用する際の課題も多い。現時点で予想される主な課題及びそれに対する対応の状況は、別紙の「主な課題」に示したとおりである。

※別紙省略

(2) 今後内容が具体化していく中で引き続き検討を要する項目もあるが、おおむね理解・納得が得られる内容であると考えられる。

## 5. 全体的な結論

(1) 以上、2.～4.で述べた内容を踏まえつつ、総合的に判断すると、今後の障害者福祉を充実させるためには、

- ・ 「介護保険<介護部分>」と「支援費等<介護以外部分>」という2つの制度基盤の上に、
- ・ 「障害福祉サービス法（仮称）」を実現することが最良の方法であるとする。

したがって、①サービス法の創設を含む「改革のグランドデザイン案」を実施していくこと、②介護保険制度の対象年齢を引き下げた上で障害者施策において介護保険制度を活用することに賛成する。

(2) ただし、次の3点を指摘しておきたい。

- ① 応益的な利用者負担の導入に際しては、低所得の障害者に対する細心の配慮が必要である。利用者負担の問題の根源には、障害者の所得保障の問題がある。今後、就労支援対策の充実とあわせて、障害基礎年金の給付水準について再考されていくべきである。このほか、2.で列挙した懸念事項について、適切な解決が図られる必要がある。
- ② 施行までの期間を十分にとり、実施機関である市町村が適切に準備できる余裕を確保する必要がある。
- ③ 細部はまだまだ明らかになっていない点が多い。支援費制度のような混乱を繰り返すことのないよう、厚生労働省においてはサービス利用の当事者である日身連と引き続き協議を行っていくこととされたい。

以上

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会  
会長 兒玉明

介護制度問題等にかかる内部検討委員会  
委員長 前田保

## ■緊急アピール■

知的障害のある私たちを、私たちの子どもを、介護保険制度で支えてください。

2004年11月15日

社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

理事長 藤原 治

介護保険制度の見直し作業の中で、サービス対象を障害者のある人（子ども）にまで拡大することについて、白熱した議論がなされています。そして、その前提として、被保険者を20歳以上まで広げる必要があることもあり、対象の拡大に躊躇・反対する意見があるとお聞きしています。

私たちは、知的障害の当事者（本人・家族）の団体です。全国に2700余の地方組織があり、32万余の会員が参加しています。知的障害のある人の生活と尊厳を守るため、52年前から活動を進めてきました。そして、この間の構造改革に不安を抱きつつも、大きな期待を寄せています。

6月の段階で私たちは、「介護保険制度との統合は《必然》」とする意見書をまとめ、その実現のために各方面へ働きかけてきました。しかし、現状はかなり厳しいとお聞きしています。そのため、ここに『緊急アピール』を発表し、改めて私たちの願いを訴えたいと思います。

■「国民の一人」として、私たちを、私たちの子どもを認め、支えてください。

<障害>は誰にでも、どんな家族にでも起こることです。そのため、支えの基本的な（介護の）部分は、すべての国民の利用を前提とした保険制度が望ましいと考えます。哀れみによる国家の救済策ではなく、社会的連帯の思想に基づく、共生（共助）のシステムによって支えてください。障害のある人（子ども）も、国民の一人です。そのためのご負担を、伏してお願いいたします。

■支援費制度では、財政的に持続性と発展が不安です。

昨年度から始まった支援費制度は、わずか2カ月で財政破綻状態に陥りました。その原因を究明し改善することは不可欠ですが、全額を税に依存するシステムでは、これ以上の発展は望めません。それどころか、制度そのものを維持することにも、不安があります。社会保障制度全体に対する風向きが厳しい時代に、少数者による別建の制度では、持ち堪えることに困難を覚えます。

■今回も又、介護保険制度は、障害のある人（子ども）を積み残して行くのですか。

介護保険制度の基本案が提示された時、障害のある人（子ども）もサービスの対象となっていました。しかし、諸般の理由と事情により棚上げにされ、高齢者のみを対象としてスタートしました。障害のある人（子ども）は、見直しの際に再検討することになったのです。あの時の理由や事情は、変化・改善されていないのでしょうか。今回も又、置き去りにされるのでしょうか。

以上

事務局 : 〒105-0003 東京都港区西新橋2-16-1全国福祉センタービル8F (担当/松友)  
☎03(3431)0668 FAX.03(3578)6935 E-mail:ikuseikai@pop06.odn.ne.jp